

令和6年度愛知県企業庁発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン改正概要

1 「被災建築物応急危険度判定士の登録」の評価基準の見直し [建築型]

正規社員に加え、常勤役員の登録も評価する。

2 応急復旧工事の施工実績の見直し [管製作接合型]

応急復旧工事の実績等の有無を下表のとおり見直す。

	評価件数	加算点	項目最大点数
改正前	1～10 件以上	1～2.5 点	3 点
改正後	1～11 件以上	0.5～1.5 点	2 点

3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の対象となる案件(WTO案件)の据置価格の見直し

WTO 案件の据置価格の基本的な基準値を下記のとおり見直す。

	設備工事以外	設備工事
改正前	失格判断基準相当額	なし
改正後	調査基準価格	失格判断基準相当額

4 週休2日制工事の取組実績を休み方改革への取り組み実績に改正(令和7年度)

[土木型・設備型・管製作接合型]

令和7年度から、週休2日制工事の取組実績の評価基準を見直し、休み方改革マイスター認定を評価に追加する。

5 休み方改革への取り組み実績を追加(令和7年度) [建築型]

令和7年度から、週休2日制工事の取得実績、休み方改革マイスター認定を評価に追加する。